

株式会社

防災マニュアル

平成 年 月 日

はじめに

地震、水害、火災その他の災害に対処するため、ここに防災マニュアルを定める。

当マニュアルは、わが社の社員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるためのものである。

第1に、人命の保護を最優先する。

第2に、資産を保護し、業務の早期復旧を図る。

第3に、余力がある場合には近隣事業所への協力に当たる。

以上を基本方針とする。

当マニュアルによって迅速的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することとなるので、全社員は、予めこの内容をよく理解しておかなければならない。

第1章 災害時における組織体制

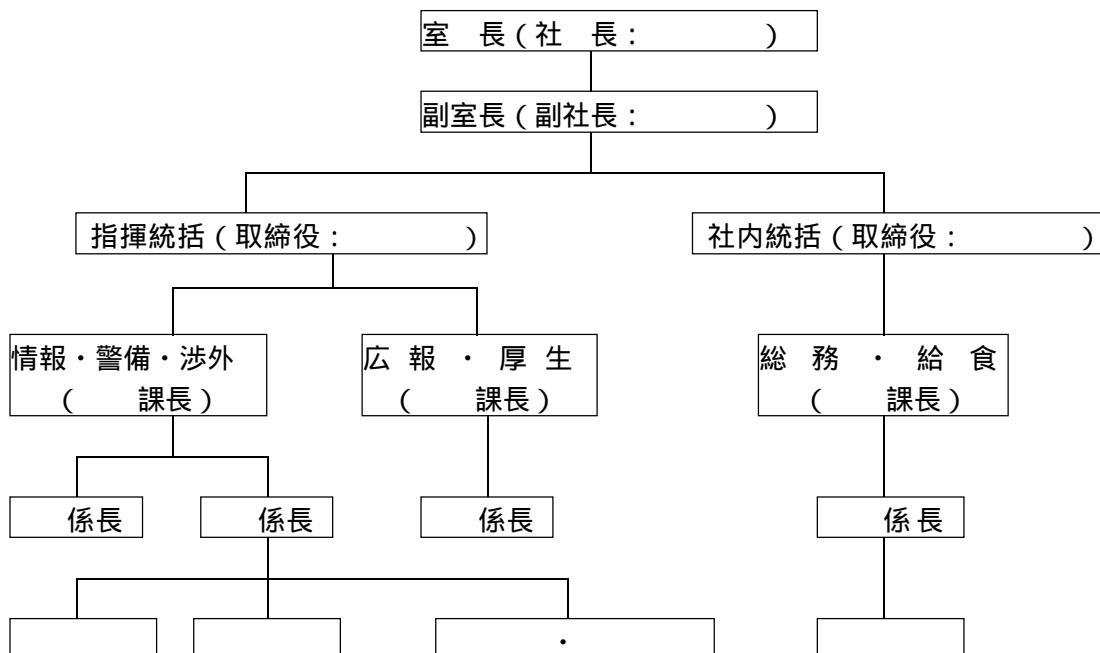
1 設置時期 震度5強以上の地震、その他の大災害発生時

(社長の指示によるか、社長不在時には職制最上位の者が判断する。)

2 設置場所 会社ビル(町 丁目 - 番)

必要機材	電話機、携帯電話、ファックス、パソコン、ワープロ、プリンター、複写機、事業所配置図、平面図、組織図、社員名簿、救急箱、飲料水、非常食料、毛布など
------	--

3 組織内容

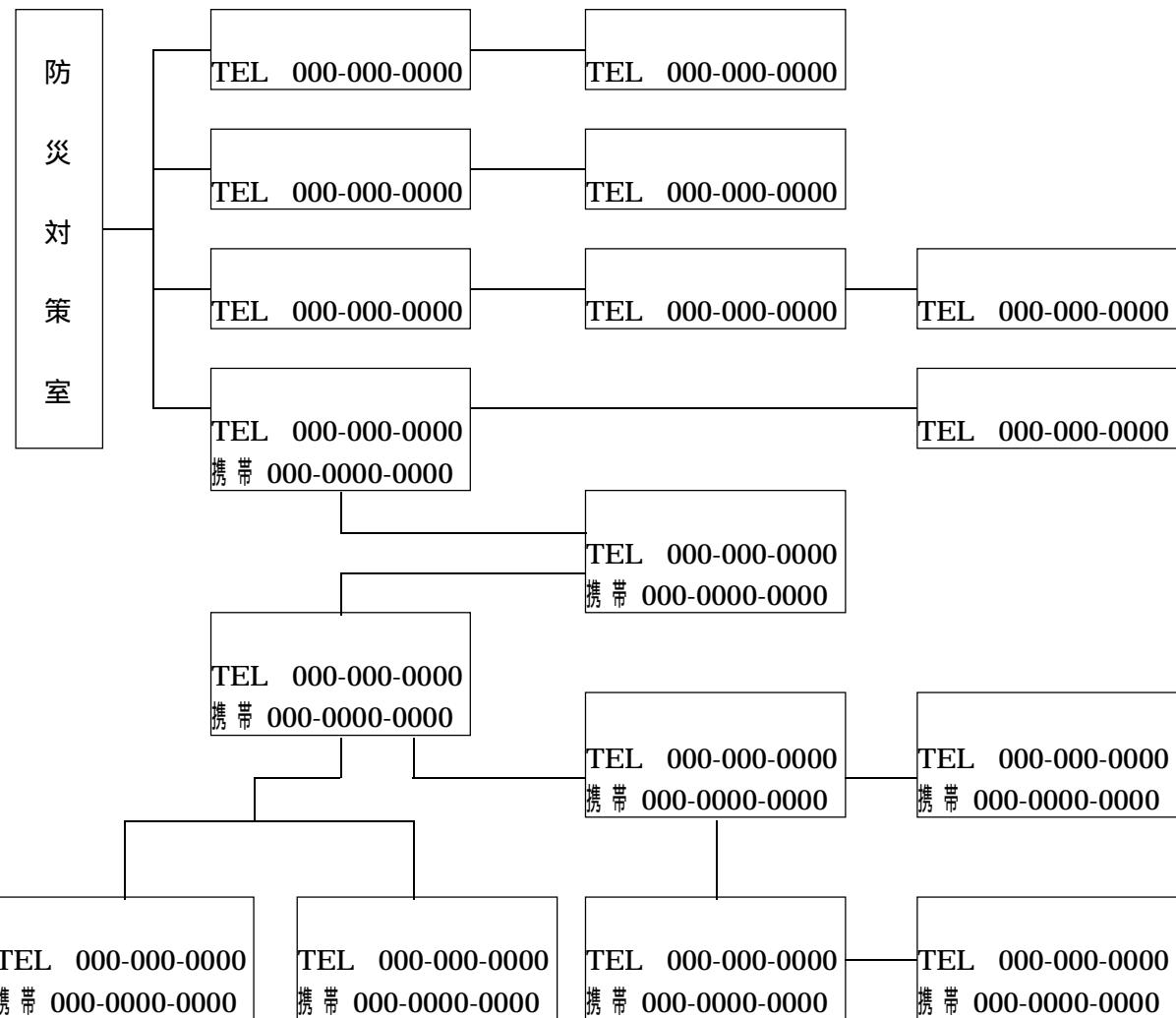


4 任 務

- (1) 災害地、社内、周辺の被災情報の収集、記録、報告、発表 (責任者: [])
- (2) 防災対策上重要事項の決定、指示、命令、報告 (責任者: [])
- (3) 本社、出先事務所の人員ならびに保安措置状況の把握 (責任者: [])
- (4) テナントの人員ならびに保安措置状況の把握 (責任者: [])
- (5) 女性社員の帰宅についての安全確認、帰宅指示 (責任者: [])
- (6) 被災状況情報の収集と確認、救出・救助の応援指示 (責任者: [])
- (7) 他事業所、関係会社との情報交換、支援要請 (責任者: [])

第 2 章 緊急連絡網

1 緊急連絡網（社員の安否確認・緊急動員）



2 注意事項

- (1) 災害が発生した時、速やかに指定された次の従業員へ連絡する。
 - (2) 長電話はさけて、連絡は簡潔に行う。
 - (3) 次の従業員と連絡がとれないときは、その従業員をとばして次の従業員へ連絡する。
 - (4) 電話で連絡のとれない従業員については、本部員か本部が指定した者（連絡のとれない従業員宅の最寄りに住む従業員等）が直接訪問する。
 - (5) 被災して怪我をしたり、被害をうけた社員に対し必要なサポートをする。
 - (6) この緊急連絡網は、災害対策室からの情報伝達用連絡網としても使用される。

第3章 情報の収集と提供

1 収集方法等

項目	収集方法	責任者
社員の安否確認	・緊急連絡網により電話確認	
建物の被害状況の把握・記録	・総務課、企画課、営業課等の社員より収集 ・建築業者に建物の被害調査を依頼をする ・建物（ビル内）にテナント（店舗等）があればテナント社員からも情報を収集	
設備、物品等の被害の把握	・総務課、企画課、営業課等の社員より収集 ・建築業者に建物の被害調査を依頼をする ・建物（ビル内）にテナント（店舗等）があればテナント社員からも情報を収集	
ライフラインの被害状況	・社内の災害時における組織体制の任務等の分担により情報を収集する	
テナントの被害状況	・テナント（店舗等）があれば電話確認又は巡回訪問により把握する	
関係業者との連絡	・関係業者一覧表による	
その他関係先との連絡	・関係防災情報一覧表による	

2 注意事項

- (1) 建物内の従業員、社外出務中の従業員の安否確認を行う。
- (2) けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
- (3) 収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出すなどして（誰にもわかる方法により）情報の一元管理を図る。
- (4) 災害対策用社員の招集と、自宅待機社員の振り分けを行う。
- (5) 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室をたちあげる。

3 関係業者一覧表

業者名	所在地	電話番号	FAX
本社	市町丁目番号	000-000-0000	000-000-0000
支店	町丁目番号	000-000-0000	000-000-0000
営業所	町丁目番号	000-000-0000	000-000-0000
出張所	郡村大字番地	000-000-0000	000-000-0000
協力建築業者	市町丁目番号	000-000-0000	000-000-0000
取引先業者	町丁目番号	000-000-0000	000-000-0000
テナント	市町丁目番号	000-000-0000	000-000-0000
関係業者	市町丁目番号	000-000-0000	000-000-0000

4 関係防災情報一覧表

情報	機関	入手先名(機関名)	電話番号
行政情報	消防	消防署 出張所	000-000-0000 000-000-0000
	警察	警察署 派出所	000-000-0000 000-000-0000
	市 (町)	市役所 市区役所	000-000-0000 000-000-0000
	県	愛知県防災局災害対策課 災害対策本部情報統括部(設置時のみ)	052-954-6193 052-971-7104
	道路	中部運輸局 愛知県警察本部災害対策課 中日本高速道路株式会社 愛知県道路公社	052-952-8003 052-951-1611 052-709-1620 052-961-1621
	鉄道	JR東海駅 名鉄駅 近鉄駅 豊橋鉄道駅 愛知環状鉄道駅 桃花台新交通 名古屋市交通局(テレホンセンター)	000-000-0000 000-000-0000 000-000-0000 000-000-0000 000-000-0000 0568-79-8500 052-522-0111
ライフライン	電気	中部電力 営業所	000-000-0000
	ガス	東邦ガス 営業所	000-000-0000
		中部ガス 営業所	000-000-0000
		犬山ガス 営業所	000-000-0000
	水道	津島ガス 営業所 市水道局 愛知県健康福祉部生活衛生課	000-000-0000 052-954-6301

	電話	NTT西日本名古屋支店災害対策室 KDDI中部総支社 NTTドコモ東海災害対策室	052-291-3226 052-741-8330 052-953-6134
気象情報	気象	名古屋地方気象台 [天気相談](気象予警報 177)	052-751-5124
【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] http://www.bosaijoho.go.jp			

第4章 応急救護・初期消火・避難等

1 初期活動一覧表

応急救護	社員による応急措置	(1) とりあえず社員による応急手当を実施する。 (応急手当普及員有資格者: _____)
	医療機関への搬送	(1) 119番通報により救急車を要請する。 同時多発災害の場合は、社用車により最寄りの病院へ搬送する。 (搬送先病院: _____ 病院)
初期消火	火の始末	(1) 地震発災後、建物内の火気使用場所を点検する。 〔点検場所〕 ・ビル 地下店舗(地下施設) 湯沸室、燃料庫 ・その他
	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人間に知らせる。 (2) 119番通報を行う。 (3) 火災が大きくならないうちに初期消火に努める。 (消火器、消火栓、水バケツ等) (4) 大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
避難等	避難誘導	(1) 避難の必要が生じた場合は、避難誘導に従い落ち着いて行動する。 (2) 外来者は不慣れであるので避難誘導にあたっては特に気をつける。
	避難場所	(1) 火災時 _____ 原則として地上に向かうものとする。 (2) 洪水、高潮時 _____ 原則として2階以上。 (3) 地震時 _____ まず、自分の身の安全を図る。
	非常持ち出し	・非常用ナップザックを準備し、次のものを収納しておく。 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、社員名簿等
	大地震発生時の落ち合い場所	・社屋も使用できなくなるような壊滅的な大被害をもたらす大災害時には、会社近くの公園などを予め落ち合い場所として指定しておく。 (社員全員に周知を徹底しておく) ・落ち合い場所などの変更や落ち合い場所など集まることができない場合は、「災害用伝言ダイヤル171」を利用する。

2 地震発生時の心得

地震の心得 10 力条

まずわが身の安全を図る

地震が発生したら、まず丈夫なテーブル、机などの下に身をかくして、しばらく様子を見る。

すばやく火の始末

大地震で最も恐ろしいのは火災。地震を感じたら落ち着いて、冷静に、すばやく火の始末。

火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい皆さん協力して初期消火に努める。

あわてて外に飛び出ない

屋外は屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など危険がいっぱい。揺れがおさまったら外の様子を見て、落ち着いて行動する。(外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出る)

危険な場所には近寄るな

狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など、危険な場所にいるときは急いで離れる。

がけ崩れ、津波などに注意

がけ崩れ、津波など危険区域では、すばやく安全な場所に避難する。

正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの情報で行動し、デマに惑わされないよう注意する。

人の集まる場所では冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

避難は徒歩で、持ち物は最小限に

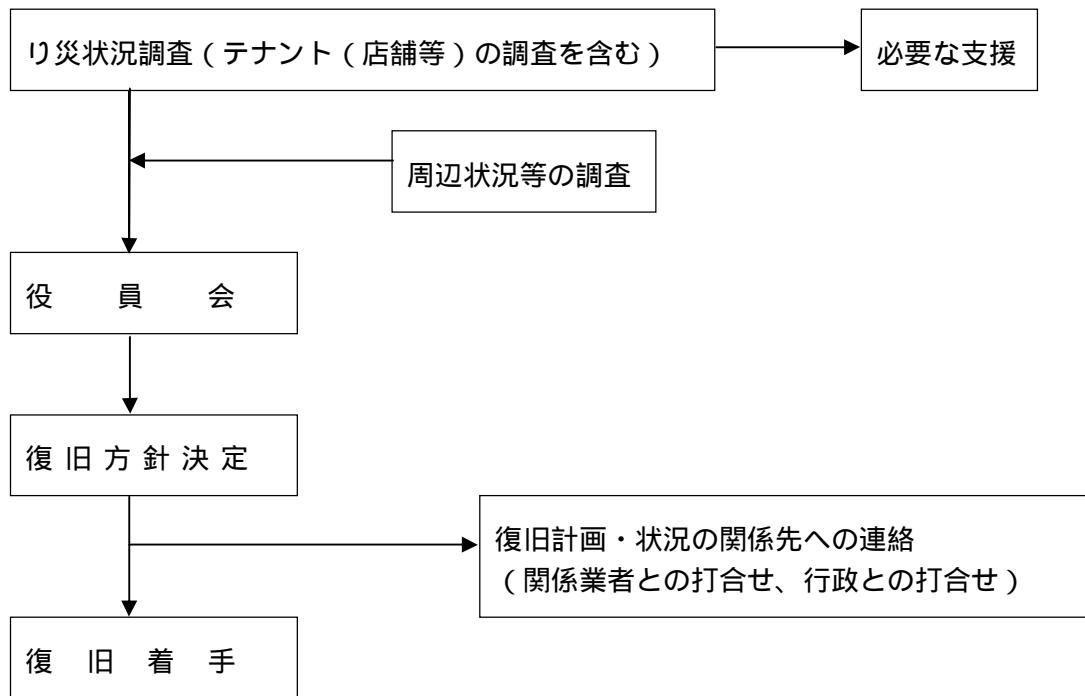
避難は自動車、自転車は使わず徒歩で。また、身軽に行動できるよう荷物は必要最小限にとどめ、背負うなどして両手をあける。

自動車は左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。また、走行できない場合は左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して徒步で避難する。

第 5 章 復旧対策

1 復旧の流れ



2 留意事項

- (1) 事務所使用不能時の仮事務所の（場所：駐車場など）確保。
 - ・第1候補
 - ・第2候補を決めておく。
- (2) り災建物の警備体制を確保する。
- (3) 被災事業所の所在する地域社会の救援活動および復旧計画には、進んで協力する。
- (4) テナント（店舗・営業窓口等）の移転先の確保と他のビルからのテナント（店舗・営業窓口等）の受け入れに協力する。
- (5) 避難場所の提供に協力する。

第 6 章 災 害 予 防 対 策

1 事務所の建物その他諸設備の耐震強化

- (1) 建物の全般的定期点検と補強及び補修工事の必要項目を洗い出し、計画的に実施する。
- (2) 看板、ブロック、ガラス等の落下転倒防止対策を実施する。
- (3) ロッカー等什器の転倒防止を実施する。
- (4) ストーブ、湯沸かし器等火気使用設備、危険物施設、消防用設備等の安全確認と点検を実施する。
- (5) コンピューター、複写機、FAX等情報機器類の安全対策を実施する。

2 重要書類の保管と非常用ナップザックの管理

- (1) 重要書類は、耐火金庫に保管する。
- (2) 非常用持ち出し書類は、最小限とし、火災又は爆発の危険性のあるときに限る。
- (3) 非常用ナップザックに下記のものを収容し、責任者は内容物の数量および有効期限を確認して常に使用可能な状態にしておく。
- (4) 非常用ナップザックは、ビル、駐車場等に 1 セットは保管する。

(非常用ナップザック収容物)

	品 名	数 量		品 名	数 量
1	救急医療セット	1 セット	11	社員名簿	1
2	携帯ラジオ	1	12	軍手	1
3	懐中電灯	1	13	ゴミ袋	1 セット
4	予備電池(ラジオ、電灯用)	1 セット	14	ウォーターパック	1 セット
5	現金(小銭)	1 セット	15	マスク	1
6	テレホンカード(50 度数)	3	16	笛	1
7	ライター	1	17	等	
8	タオル	1	18		
9	ポケットティッシュ	3	19		
10	コップ	3	20		

3 非常用備品の保管整備

非常用備品は下記のとおりとする。

備蓄管理責任者は、毎年9月1日の防災の日に現在の数量、内容物の保存状態を確認し、災害対策室長に報告する。

		品 名	数 量	保管場所	保管責任者
食 料	1	飲料水（数量例は、10名分） (1人、1日3㍑目安3日程度)	90 リッル 90 リッル	ビル 駐車場（倉庫）	
	2	食料品（カンパン、クラッカー、ラーメン、缶詰等）	一式 一式	ビル 駐車場（倉庫）	
生 活 用 品	3	毛布・タオル	10枚 10枚	ビル 駐車場（倉庫）	
	4	炊き出し道具 (カセットコンロ、カセットボンベ、鍋等)	一式 一式	ビル 駐車場（倉庫）	
	5	食器セット (皿、紙コップ、箸等)	一式 一式	ビル 駐車場（倉庫）	
	6	ポリタンク	2個 2個	ビル 駐車場（倉庫）	
	7	ティッシュ・ウェットティッシュ ユ	2個 2個	ビル 駐車場（倉庫）	
	8	軍手	10 10	ビル 駐車場（倉庫）	
	9	防塵マスク	10個 10個	ビル 駐車場（倉庫）	
	10	防水シート	2枚	駐車場（倉庫）	
	11	土のう	20個	駐車場（倉庫）	
各 種 機 材	12	ロープ	50メートル	駐車場（倉庫）	
	13	救急箱	1セット 1セット	ビル 駐車場（倉庫）	
	14	懐中電灯（予備の電池含む）	5個 5個	ビル 駐車場（倉庫）	
	15	ヘルメット	10個 10個	ビル 駐車場（倉庫）	
	16	雨具			
	17	使い捨てカイロ			
そ の 他	18				

非常用備品の数量は、社員の人数、用途、目的等により判断し必要量を決める。

第 7 章 防 災 訓 練 ・ 防 災 教 育

1 防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施する。

訓練には、次の事項を盛り込む

(1) 地震発生時の初期対応に関すること

東海地震対策として、東海地震に関する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の収集と伝達、警戒宣言発令時から発災後までの訓練も実施する。

(2) 災害対策室の設置及び運用に関すること

(3) 情報の収集、伝達に関すること

(4) 火災発生時の対応に関すること

(5) 救出救護に関すること

(6) 通報・初期消火・避難に関すること

(7) 水害等の災害に関すること

2 防災教育

次の教育を毎年1回以上実施する。

(1) 当社の防災マニュアルの概要について

(2) 各員の任務と行動基準について

(3) 災害の一般知識について（地震、水害、火災等）

(4) 応急処置について

3 その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や県・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図る。

第 8 章 東海地震に関連する情報と帰宅困難者対策

・従業員の帰宅計画等

従業員総数			
名	うち帰宅者	うち残留者	うち防災要員
	名	名	

・帰宅者計画表

第1優先帰宅者			
方 面	利用交通機関	帰宅予定者	備 考
三重県方面	近鉄名古屋線 JR関西本線		
三河方面	名鉄本線 JR東海道線		
第2優先帰宅者			
方 面	利用交通機関	帰宅予定者	備 考
知多方面	名鉄常滑線		
尾張方面	名鉄本線		

・従業員の帰宅担当者 :

・顧客の帰宅誘導担当者 :